

毎週火、金曜日発行（但休日に当り、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）（土曜日は翌日）

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県治山事業施行規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 鳥取県森林組合併奨励金交付要綱の一部改正
- 土地改良区の役員の退任及び就任
- 牛の流行性感冒予防注射等の実施
- ひな白痢の検査の実施
- 健康保険法の規定による保険医の登録
- 建築基準法の規定による道路位置の指定
- 建設業者の登録
- ◇選管規則 鳥取県選挙管理委員会規程の一部改正
- ◇人委規則 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- ◇地労委告示 鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者の委嘱及び解嘱

◇公告 昭和三十六年度鳥取県吏員昇任試験の実施

規 則

鳥取県治山事業施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十七号

鳥取県治山事業施行規程の一部を改正する規則

鳥取県治山事業施行規程（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規程で「治山事業」とは、県が行なう次の各号に掲げるものをいう。

- 一 崩壊地復旧事業

- 二 はげ山復旧事業
 - 三 はげ山防止事業
 - 四 山腹崩壊防止事業
 - 五 溪流崩壊防止事業
 - 六 災害荒廃地復旧事業
 - 七 海岸砂地造林事業
 - 八 防潮林造成事業
 - 九 防風林造成事業
 - 十 防霧林造成事業
 - 十一 水害防備林造成事業
 - 十二 なだれ防止林造成事業
 - 十三 保安林改良事業
 - 十四 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - 十五 地すべり防止事業
 - 十六 ばた山崩壊防止事業
- 第三条の次に次の一条を加える。
- (施行の方法)
- 第三条の二 工事施行の方法は、直営又は請負とする。

第四条中「第二条の事業」を「治山事業」に改める。

第五条中「第二条の事業」を「治山事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二条第十五号及び第十六号の事業により、施設された工作物及び植栽木は、前項の規定にかかわらず、県に帰属するものとする。

第六条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条中「規定」を「規程」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第

三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中三の(二十六)の項の次に次のように加える。

(二十七) 電気工事士法第十条の規定に基づく

- 電気工事士試験手数料
- 電気工事士免状交付手数料
- 電気工事士免状再交付手数料
- 電気工事士免状書換手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百八十五号

鳥取県森林組合併奨励金交付要綱（昭和三十五年九月鳥取県告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条及び第四条を次のように改める。

(奨励金の交付)

第三条 第一条の規定による奨励金（以下「奨励金」という。）は、前条第一項の通知を受けた組合が組合併によつて新生組合を設立した場合において、当該新生組合が次の各号の一に該当すると知事が認めるときに交付するものとする。

- 一 組合合併によつて事業が活発化することが期待されること。
- 二 組合合併によつて次に掲げる事項のすべてを満たし、かつ、当該合併によつて事業が活発化し、その経済的自立が期待されること。
- イ 地区内森林面積が原則として三千ヘクタール以上であること。
- ロ 払込済出資金の額が五十万円以上であること。
- ハ 常勤役員が三人以上設置されることが確実にあること。

(奨励金の額)

第四条 奨励金の額は、一新組合について、前条第一号に該当する場合にあつては二万五千円とし、同条第二号に該当する場合にあつては五万円とする。
 第八条中「所轄山林事務所長」を「所轄地方農林振興局長」に改める。

様式第二号の1中「

区	分	現況
専員	数(人)	
従	年間給与額(千円)	

を

を次のように改める。

区	分	現況
専員	数(人)	
従	年間給与額(千円)	

に改め、同様式の3

3 事業計画の基本方針

区分	設		明	
	年度	年度	年度	年度
総括				
指導部門				
販売部門				

購買部門			
利用部門			
金融部門			
管理部門			

(注) 基本方針の内容を具体的に記入すること。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の奨励金から適用する。

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、米金井手土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事 砂口 鶴寿	日野郡江府町吉原
米田 富嘉	溝口町富江
長尾 良一	江府町大河原
相見 敏明	溝口町栃原
木村 皓文	大滝
遠藤 登	富江

篠田 武男 大倉
 遠藤 忠克 大坂
 権代 一夫 大倉
 清水 正人 江府町吉原
 遠藤 邦夫 溝口町富江

就任した役員の名及び住所

理事 長尾 良一 日野郡江府町大河原
 遠藤 条重 溝口町富江
 相見 敏明 柝原
 野坂 邦郎 江府町吉原
 木村 皓文 溝口町大滝
 遠藤 登 富江
 篠田 武男 大倉
 遠藤 忠克 大坂
 権代 一夫 大倉
 清水 正人 江府町吉原
 遠藤 邦夫 溝口町富江

昭和三十六年四月二十一日通常総会において総選挙の

結果当選し四月二十三日就任、任期二年。

鳥取県告示第三百八十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射並びに検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年七月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感冒並びにピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛の流行性感冒予防注射……牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査……牛。ただし、生後四十日及び

分べん前後一月以内のものを除く。
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射及び駆除の方法
 牛の流行性感冒予防注射……牛の流行性感冒予防液皮

下注射
 ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
 ダニ 駆除……B、H、C撒布

牛の流行性感冒予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
七月十日	八頭郡那家町郡家区	那家家畜検診場
七月十四日	国中区	国中
十七日	気高郡青谷町勝部区	勝部
十一日	中郷区	中郷
十五日	青谷区	青谷
十八日	八頭郡那家町下私都区	下私都
十八日	船岡町隼区	隼
十八日	気高郡青谷町日置区	日置
	日置谷区	日置谷

二十一日	倉吉市高城区	八東町安部区
二十日	西伯郡大山町大山区	西伯郡大山町大山区
二十四日	名和町光徳区	光徳
米子市夜見区	夜見	
富益区	富益	
日野郡溝口町間地、畑地、池田区	間地、畑地、池田	
倉吉市高城区	高城	
社、灘手区	社、灘手	
東伯郡大栄町大誠区	大誠	
東伯町下郷区	下郷	
西伯郡大山町大山区	大山	
米子市尙徳区	尙徳	
日野郡日南町下石見	下石見	
日野町野田、津地、安原、下榎	野田、津地、安原、下榎	
江府町宮市、原、貝田	宮市、原、貝田	
溝口町郷原、下代、上代	郷原、下代、上代	
東伯郡大栄町由良区	由良	
北条町中北条区	中北条	

二十五日	西伯郡名和町庄内区	賀野
二十九日	江府町御机、美用区	庄内
二十三日	日南町多里、新屋区	多里、新屋
二十七日	日野郡日野町小林、别所、小原区	小林、别所、小原
二十八日	西伯郡岸本町幡郷区	幡郷
二十九日	米子市和田区、大篠津区	和田、大篠津
三十日	所子区	所子
三十一日	西伯郡大山町香取区	香取
一日	溝口町大坂、栃原、籠原、大滝	大坂、栃原、籠原、大滝
二日	日南町秋山、萩原	萩山、萩原
三日	日野町添原、加勢津、本郷	添原、加勢津、本郷
四日	日野郡江府町粟尾、小原、杉谷	粟尾、小原、杉谷
五日	米子市尙徳区	尙徳
六日	西伯郡大山町大山区	大山
七日	東伯町古布庄区	古布庄
八日	下北条区	下北条

八月一日	八日	四日	七日	六日	三日	五日	二日	一日	二十九日	三十日	三十一日								
鳥取市神戸、稲葉区	西伯町上長田区	西伯郡大山町高麗区	鳥取市東郷、大正区	岩美郡国府町大茅区	鳥取市明治区	大郷区	豊実区	鳥取市末恒区	東伯郡東伯町八橋区	浦安區	西伯郡大山町高麗区	鳥取市明治区	岩美郡国府町成器区	西伯町法勝寺区	岩美町本庄区	鳥取市末恒区	東伯郡東伯町八橋区	浦安區	西伯郡大山町高麗区
神戶、稲葉	上長田	高麗	東郷、大正	大茅	豊実	大郷	明治	高麗	浦安	八橋	末恒	本庄	成器	法勝寺	淀江	大和	栄	栄	栄

二十八日	二十七日	二十六日	三十一日	二十九日	三十一日	二日	四日	一日	三十一日	三十一日	二十九日	三十一日	三十一日	二十九日	三十一日	二十九日	三十一日	二十九日	三十一日
鳥取市千代水区	西伯郡淀江町宇田川	赤碕町成美区	東伯町上郷区	東伯郡東郷町花見、東郷区	西伯郡大山町所子区	泊村	東郷町舍人区	東伯郡三朝町三朝、小鹿区	旭区	倉田区	美保区	東伯郡三朝町三朝、小鹿区	旭区	倉田区	美保区	東伯郡三朝町三朝、小鹿区	旭区	倉田区	美保区
千代水	宇田川	成美	上郷	花見、東郷	所子	舍人	上中山、下中山	三朝、小鹿	旭	倉田	美保	三朝、小鹿	旭	倉田	美保	三朝、小鹿	旭	倉田	美保

鳥取県告示第三百九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月七日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (一)第七五五号	昭和三十六年 七月一日	(有)種部鉄工所	倉吉市巖城八六	種部 純伍	建築工事 設置工事 機械器具
" 第七五三号	"	中西工務店	" 栄町一丁目	中西 和雄	建築工事

鳥取県告示第三百九十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月七日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (一)第七七〇号	昭和三十六年 六月二三日	扶 双 組	鳥取市西品治二〇三	水口源三郎	建設工事
" 第二一七号	" 二二日	中国土建工業(有)	" 若桜町五二	宇治田光寿	"

鳥取県告示第三百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年七月七日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	摘 要
鳥取県知事登録 (一)第七七一号	昭三十六年 六月二三日	東 栄 建 設	八頭郡八東町大字皆原	竹内 富憲	建設工事
" 第五六九号	"	(有)新 路 組	境港市竹内町四二七	新 路 実	"
" 第五六七号	"	下 垣 組	米子市灘町一丁目四一	下垣 梅市	"

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光正義
鳥取県選挙管理委員会規則第一号
鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正す

る規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(事務局)

第十三条 委員会に関する事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
 - 3 事務局長及び事務局次長は、書記の中から委員長が任免する。
 - 4 事務局長は、委員長の命を受け、職員を指揮して事務局に関する事務を統理する。
 - 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務に従事する。
 - 6 書記その他の職員は上司の命を受け、事務局の事務に従事する。
- (補助執行)
- 第十四条 事務局長不在のときは事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは上席の書記がその事務を代決する。
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員の特務勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「中央病院の医師」を「保健所長、衛生研究所長及び中央病院の医師」に、「保健所長及び衛生研究所長」を「保健所及び職員診療所の医師」に改め、「六級 保健所及び職員診療所の医師」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会あつ旋員候補者の一部を昭和三十六年五月二十六日に委嘱及び解嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四

あつ旋員候補者名簿の一部改正

区分	氏名	生年月日	職業	経歴	住 所	電話連絡
委嘱	森 難 基三郎	大正二二、九、二三	中国電力株式会社 米子営業所勤務	前地労委労働者委員 前鳥取全労事務局長	米子市西福原	鳥取全労事務局 三、一一一
解嘱	日名安夫	明治四四、一二、一八	日本レリオン労働 組合教官部長	前あつ旋員候補者	錦町三、一八	米子局 三、二九七

公 告

昭和三十六年度鳥取県吏員昇任試験について、次のように公告する。

昭和三十六年七月七日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 試験の対象となる職

一般事務職、土木職、林業職、農業土木職、電気職、保母(教母の職を含む。)の職、栄養士の職

受験希望者は、二の受験資格を有していれば、現在従事している職の種類にかかわらず、試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。

なお、選考により採用又は昇任させる職（昭和三十三年八月人事委員会告示第四号）に規定する職は、この試験の対象となりません。

二 受験資格

次の各号の条件を満たしている者に限ります。

1 昭和三十六年九月一日現在で本県の定数内の職員（条件付採用期間中の職員を除く。）として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに結核に関し任命権者の行なつた健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。

2 昭和三十六年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者

学歴	経験年数
中学卒	一〇年以上
高校卒	六年以上
短大卒	三年以上
大学卒	〇年以上

（注）学歴、経験年数は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）に定めるところによる。

3 昭和三十六年九月一日現在で給料月額が次に定める額以上を支給されている者

行政職給料表の適用を受ける者にあつては、
一一、一〇〇円

教育職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、
一一、八〇〇円

教育職給料表(二)の適用を受ける者にあつては、
一一、七〇〇円

研究職給料表の適用を受ける者にあつては、
一一、三〇〇円

医療職給料表(一)の適用を受ける者にあつては、
一一、一〇〇円

医療職給料表(二)の適用を受ける者にあつては、
一一、一〇〇円

職種 科目

一般事務 地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法、その他一般事務職に必要な科目
土木 測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
林業 林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業職に必要な科目
農業土木 数学、測量、農業水利、農地灌漑、土壌、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目
電気 電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発変電所、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目
保母 社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論、その他保母の職に必要な科目
栄養士 公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理、その他栄養士の職に必要な科目

技能労務職給料表の適用を受ける者にあつては、
一一、一〇〇円

4 単純な労務に従事する職員の職に採用された職員は、その職又はそのほか県職員の職に通算して五年以上在職している者

5 1から4までの資格を有するほか、土木職を受験する者にあつては、現に測量士又は測量士補の資格を有する者又は吏員昇任試験の合格者発表までに当該資格を取得する見込みのある者に限ります。

三 試験の方法

1 教養試験 吏員として必要な適性及び教養について、択一式により行ないます。

2 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について、択一式又は短答式及び記述式（論文）により次の科目について行ないます。

職種	科目
一般事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法、その他一般事務職に必要な科目
土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港湾、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業職に必要な科目
農業土木	数学、測量、農業水利、農地灌漑、土壌、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発変電所、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目
保母	社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論、その他保母の職に必要な科目
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理、その他栄養士の職に必要な科目

3 勤務評定 平素の勤務成績について行ないます。

4 経歴評定 職務に関連のある経歴について行ないます。

四 試験の日時、場所及び発表

1 日 時 昭和三十六年八月八日（火）午前九時から

2 場 所 鳥取市

3 合格者発表 昭和三十六年八月十四日(月)人事委員会前に掲示するほか、合格者に通知します。

五 昇任の方法

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は、原則として一年です。

六 受験手続

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を同封してください。

2 申込み

(1) 申込み用紙に必要事項を記入し(経歴は、詳細に記入すること。)所属長(課、所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受け取

つて下さい。

(2) 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間は、昭和三十六年七月十三日(木)から昭和三十六年七月十九日(水)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十六年七月十九日(水)午後五時までの着信に限ります。

七 その他

この試験の詳細についての問い合わせは、人事委員会事務局にしてください。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
(定価 一部月極一三〇円(送料共))